引出自由複利型定期預金 自動継続型規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に前回と同一の期間の引出自由複利型定期 預金として自動的に継続します。ただし、継続後の引出自由複利型定期預金の元 金額が当行所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された 預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限。 以下同様とします。)までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払い時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の3か月後の応当日(継続したときはその継続日の3か月後の応当日)以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2)前(1)による預金(一部支払をしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払は、預入日の3か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払を請求することができるものとします。

なお、この預金の一部支払をしたときはその支払い後の預金残金について、引続 き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払をするときは一部支払時)に預入日(継続をしたときはその継続日)から最長預入期限(解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払をするときは一部支払日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率)によって3か月複利の方法で計算します。ただし、預入日の3か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払をするときのこの預金の利息は、一部支払をする元金部分について計算します。
 - ①3か月以上6か月未満
 - ②6か月以上1年未満
 - ③1年以上2年未満
 - ④2年以上3年未満
 - ⑤3年以上4年未満
 - ⑥4年以上5年未満
 - ⑦5年
- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。

- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (4) 解約または一部支払をするときのこの預金の利息は、解約または一部支払をする 元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を第4条により預入日の3か月後の応答日前に解約する場合および定期 預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 (継続したときは最後の継続日。)から解約日の前日までの日数について解約日 における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 4. (預金の解約)
 - この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の3か月後の応答日前の解約は出来ません。
- 5. (定期預金共通規定の適用) この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上(2020年4月1日現在)